

令和2年 第12回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

会議日程・付議事件	1
出席者	2
説明のため出席を求めた者	3
議事録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 31

会議日程・付議事件

会議日時 令和2年7月16日(木) 午後2時00分

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		事務状況報告	
4	議案第12号	教育行政事務評価委員の委嘱について	
5	議案第13号	令和2年度川西市奨学金の決定について	
6	議案第14号	令和3年度使用教科用図書採択について	
7	議案第15号	川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	
8	報告第19号	専決報告について(川西市一般会計補正予算(第4回)について)	
9	報告第20号	図書館協議会委員の任命又は委嘱について	

出席者

教 育 長 石 田 剛

委 員 服 部 保
(教育長職務代理者)

委 員 坂 本 かおり

委 員 治 部 陽 介

委 員 佐々木 歌 織

説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	大 西	ゆかり
こ ども 未 来 部 長	中 西	哲
教 育 推 進 部 副 部 長	岩 脇	茂 樹
教育推進部副部長（学校教育担当）	山 戸	正 啓
教育推進部参事（社会教育課担当）	釜 本	雅 之
こ ども 未 来 部 副 部 長	岡 本	敬 子
こども未来部参事（幼児教育保育課担当）	喜多川	昌 之
教 育 総 務 課 長	岸 本	典 子
学 務 課 長	志 波	仁 志
学 校 教 育 課 長	高 橋	忠 大
教育支援センター所長	岡 坂	憲 一
社会教育課長（生涯学習・文化財担当）	田 中	肇
中 央 図 書 館 長	藤 本	昭 彦
幼 児 教 育 保 育 課 長	増 田	善 則
こども・若者ステーション所長兼 青 少 年 セ ン タ ー 所 長	木 山	道 夫

議事録作成者

教 育 総 務 課 長 補 佐 福 美 江津子

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 12	教育行政事務評価委員の委嘱について	2.7.16	2.7.16	可 決
議案 13	令和2年度川西市奨学金の決定について	2.7.16	2.7.16	可 決
議案 14	令和3年度使用教科用図書採択について	2.7.16	2.7.16	可 決
議案 15	川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	2.7.16	2.7.16	可 決
報告 19	専決報告について(川西市一般会計補正予算(第4回)について)	2.7.16	2.7.16	承 認
報告 20	図書館協議会委員の任命又は委嘱について	2.7.16	2.7.16	承 認

[開会 午後2時01分]

- 石田教育長 それでは、只今より、令和2年第12回川西市教育委員会(定例会)を開会いたします。
- 石田教育長 それでは、「本日の出席者」をご報告いたします。本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。
- 教育総務課長
(岸本) 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。
本日は、全員が出席でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 石田教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。
- 石田教育長 これより日程に入ります。日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、服部委員、坂本委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
- 石田教育長 では次に、日程第2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第10回定例会の議事録、第11回臨時会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いいたします。
- 教育総務課長
(岸本) それではまず、第10回定例会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席者を、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに議案等の審議結果を、議事録につきましては5ページからでございます。会議次第に基づきましてご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。
また、第11回臨時会につきましても同様に調製させていただいておりますが、非公開案件であるため、詳細な審議経過につきましては非公開とさせていただきます。
- 最後に署名委員の署名ということで、第10回定例会については治部委員、佐々木委員に、第11回臨時会については佐々木委員、服部委員にご署名をお願いしております。
- 以上でございます。
- 石田教育長 説明は終わりました。只今の説明について、何か質疑はございませんか。

よろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。第10回定例会の議事録及び第11回臨時会の議事録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

石田教育長 では次に、日程第3、事務状況報告であります。事務局から報告をお願いいたします。

教育推進部長
(大西) それでは、教育推進部からご報告させていただきます。
 まず最初に、服部保委員が「地域環境保全功労者表彰を受賞されたことについて」ご報告申し上げます。

 このたび、服部委員が、「兵庫県環境影響評価審査会の会長として、審査会運営及び審査会意見のとりまとめ等に尽力するなど、環境影響評価の推進に大きく影響貢献している」との功績により、令和2年度地域環境保全功労者として環境大臣表彰を受賞されました。

 服部委員は、平成9年9月から現在に至るまで23年の長きにわたり、兵庫県環境影響評価審査会の委員を務められており、また平成24年10月からは同審査会の会長に就任され、この間、同審査会での環境影響評価に関する重要事項の調査審議において、植物生態に関する豊富な知識と経験を存分に生かし、有益かつ卓越した意見を述べるなど、同審査会の運営や時流に沿った適切な答申の取りまとめに尽力され、兵庫県の環境影響評価の推進に大きく貢献してこられました。このたびの受賞は、それらの多大な功績が称えられたものでございます。

 服部委員のこれまでの大きなご功労に敬意を表しますとともに、今後のますますのご活躍を祈念いたします。

 続きまして、2点目は「市立学校の再開について」でございます。先回の第10回定例会では、学校の通常運営に向けた五つの段階的な取組のうち、第3段階までの状況についてお伝えいたしましたが、本日は、6月22日からの第4段階以降の状況について、ご報告いたします。

 登校可能日を設定した5月最終週の第1段階、全体を2グループに分け

て分散登校を実施した6月1日からの第2段階、通常の人数による学級単位での学習を午前中において実施した6月15日からの第3段階を経まして、6月22日からの第4段階では、給食やお弁当など喫食を伴う保健安全指導周知期間として、午前中の授業の後、昼食を学校で取り、下校することといたしました。小学校での給食は、配膳時に配慮を要するため、最初は簡易給食として個包装であるパンと牛乳から実施いたしました。給食開始2日目からはパンと牛乳に汁物1品を追加し、給食開始4日目の26日からは、主食をご飯として、おかず1品と牛乳を追加とするといった段階を踏み、7月1日水曜日からは、ご飯、牛乳、おかず2品で実施をいたしました。

また、中学校では、この段階から部活動を再開いたしました。

続く第5段階として、6月29日月曜日からは、通常どおりの時程に移行しております。

川西養護学校につきましては、小中学校より緩やかな段階を設定し、7月1日から7月3日までは一斉登校し、午前中授業で給食後下校とし、7月6日から通常どおりの時程といたしました。

今回、長期休業後の学校再開に当たり、他市町に比べて多くの段階を設定し、緩やかな再開を図ったことにつきましては、児童生徒の学校生活に対する不安や生活リズムの安定などの課題に対し、より丁寧に取り組んでいく必要があると判断したことによるものですが、ほとんどの児童生徒が順調に通常の学校生活のリズムに移行できており、本市での学校再開に向けたこの取組は、効果が大きかったものと捉えております。

教育推進部からの報告は、以上でございます。

こども未来部長
(中西)

続きまして、こども未来部から3点目の「市立幼稚園・保育所・認定こども園の再開」について、ご報告いたします。

市立園所におきましても、6月29日から通常運営となっておりますが、直前の1週間は幼稚園と認定こども園の1号認定児童については分散登園を継続しながら給食と弁当日を再開し、通常運営に移行いたしました。あわせて、幼稚園、認定こども園1号認定児童の預かり保育を再開しております。

通常運営再開後の登園所の状況でございますが、幼稚園は94%、認定こども園の1号児童は92%、2号・3号児童は86%、保育所は87%の出席率となっております。欠席される理由につきましては、現在のところ、特に感染に対する不安の声などは届いておらず、お子様の体調や、保護者の仕事が休みなどが主な理由となっております。

また、公立園所のプレイルーム「アップル」については、アップル多田を7月13日から再開し、アップル牧の台、アップル中央、アップル南についても7月下旬に順次再開する予定としております。

次に、市立園所における感染防止対策についてでございますが、保育においては、保育室が密にならないよう、園庭と室内に分かれて保育するなどしております。午睡時は、子ども同士の顔が近づかないよう配置を考えて寝かせる、喫食時には、対面を避ける、間隔を空けるといった机のレイアウトを変更するなどの対応を行っております。職員の手洗いの励行、おもちゃなどの消毒のほか、子どもに対しては、正しい手洗いが習慣となるよう保育を行っております。

また、夏場の熱中症対策と感染防止の取組でございますが、自由な給水と強制給水の時間を確保し、マスクについては、登降園所の際には保護者が、園所では保育者が注意を払い、年齢や活動内容、子どもの状況を見ながら指導しております。室内ではエアコンを活用しながら換気を行い、保育室の温度管理を徹底し、屋外での活動においては、遮光ネットや日よけテントを使用し、熱中症指数計の計測によりWBGTが31を超えたときは屋外活動を禁止することとしております。

また、民間の園所につきましては、市立園所の運営状況について、随時、情報提供をさせていただいております。

報告は、以上でございます。

教育推進部長
(大西) 続きまして、事務状況報告の3点目、6月分の教育委員の活動についてご報告いたします。

6月におきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により特に顕著な活動はございませんが、各機関が開催するオンラインセミナー等に積極的に参加いただいたり、25日にはウェブ会議を開催し、学校再開後に向けた情報共有を教育委員の皆様と行いました。

報告は以上でございます。

石田教育長 只今、報告がありました。まず、服部委員、申し訳ない、急であれなんですけれども、環境大臣表彰について少しコメントいただければと思います。お願いします。

服部委員 本当は里山の保全ということで環境大臣賞が欲しかったんですけれども、環境影響評価の委員長をやっていたということで評価していただきました。以上です。ありがとうございました。

石田教育長

おめでとうございます。本当にご苦労さまでした。

学校再開等について何かご質問ございますでしょうか。

ちょっと事務局があれなので私のほうから補足しておきますけれども、中学校の部活動の代替の大会が来週7月4連休のときに多くの種目について行われるというふうに報告は聞いています。中体連が主催してやるということですよ。

それから、学校行事について、今、国レベルでGo Toキャンペーンとかもめているところではあるんですけども、基本的には小中学校の修学旅行については、各学校の現状に鑑みて可という形で進めているところですよ。

それと、体育大会、運動会について、小学校は運動会という形ではなくて、子どもの参観を兼ねてという形で開催することになっています。中学校については体育大会開催で、ただし保護者の参観をなしにして、生徒たちだけの体育大会という形で実行するということになりました。今後の感染状況、今、第2波と言われているので、状況を見ながらですけども、一応そういう形で進んでいるということでご確認をお願いします。

何か質問等あれば、よろしいですか。

坂本委員

質問ではないんですが、6月中に働き方改革のセミナー、オンラインシンポジウムがあったので、それに参加させてもらったときに、コロナでできない行事が増えているというところと、やめないといけない状況にあったときに、本当にこれが子どもたちにとって必要なものなのかとか、開催のスタイルが正しいのかというのを考えるきっかけになって、よいタイミングじゃないかみたいな声があったんですけども、先日、新任教頭、新任校長の学校訪問に行ったときも同じことをおっしゃっておられまして、コロナでできないというけれども、できるようにするにはどうしたらいいのかとか、これから継続していく上で、本当に子どもたちにどういうふうな効果があって、やったほうがいいのかというのをすごく考えるというふうにおっしゃっておられました。とても大変なことだとは思いますが、このコロナをきっかけに学校行事も見直しができるんじゃないかなと期待しています。

石田教育長

ありがとうございました。

昨日、阪神の教育長会議がありまして同じような話題になったときに、子どもたちの体験活動というのは改めて重要であると。授業時数確保が大

切ではあるけれども、一律に廃止することがないようにしていきたいというところで、大体阪神間ではどんな形であれやっていきたいなという思いはあるということは確認しました。ただ、今後の状況でいうと、今東京なんかを見ると第1波のときよりも大きい状況になってしまっているのです、どのような対応を取るかということについてはちょっと考えていかなければならないかなというふうに思っています。ただ、体験活動を大事にしていきたいという思いは、学校現場も含めですけれども、各教育委員会もあるということで、県教委もその方向で考えているということです。

ほかよろしいでしょうか。それでは、事務状況報告については以上といたします。

石田教育長 では次に、日程第4、議案第12号「教育行政事務評価委員の委嘱について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、「教育行政事務評価委員の委嘱について」ご説明申し上げます。
(岸本)

議案書の1ページをお開き願います。

本案は、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定により教育行政事務評価委員を委嘱する必要があるためでございます。

では、議案書2ページをお開きください。

選任しようとする評価委員は3名でございます。うち、岸本氏と乾氏の2名につきましては、昨年度まで2年間委員を務めていただきました野原氏と和田氏の後任として選任しようとするもので、もう1名は昨年委員を務めていただきました仲氏を2期目として選任しようとするものでございます。教育行政事務評価委員につきましては、教育行政に対する客観性の確保と公正な意見を求めるため、おおむね二、三年をめどに新たに選任することとしております。

岸本氏は、北陵小学校長、清和台南小学校長を歴任された後、退職し、4年間、清和台公民館長を務められ、現在、大阪青山大学において専門支援アドバイザーに就任されております。

乾氏は、久代幼稚園長、加茂幼稚園長を歴任された後、退職し、現在、研修補助教員として新任教員研修をしていただいております。

3名とも、教育に対する深い識見を持っておられるとともに、川西市の教育について熟知されており、岸本氏、乾氏におかれましては1期目にな

ることから、新たな視点で教育行政について総点検していただけるものと期待しております。また、仲氏におかれましては2期目となりますことから、昨年度の評価を踏まえ、よりの確で公正な意見をいただけることが期待でき、評価委員として適任であると考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。

これについては協議会でお話しさせていただきましたかね。よろしいですか。

そしたら、何かご意見、ご質問よろしいでしょうか。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。議案第12号「教育行政事務評価委員の委嘱について」、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第12号につきましては、可決されました。

石田教育長

では次に、日程第5、議案第13号「令和2年度川西市奨学生の決定について」であります。事務局から説明をお願いします。

学務課長
(志波)

それでは、議案第13号「令和2年度川西市奨学生の決定について」ご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

本案は、本年6月1日から16日まで募集いたしました「令和2年度川西市奨学生」の決定につきまして、川西市奨学資金条例第6条第1項の規定に基づき、議決をお願いしようとするものでございます。

4ページをご覧ください。

初めに、令和2年度の予算配分についてでございますが、下段の「(参考)」と書かれた表をご覧ください。この表の右端に記載しております「令和2年度予算人数」の欄で、まず、高校生については「国公立」「私立」でそれぞれ12人、大学生は「国公立」「私立」を合わせて9人、合計で33人が新規採用に係る予算上の定員となっております。

次に、今回の応募状況及び選考結果につきましては、同じページの上段

の表をご覧ください。

まず、応募状況であります。高校生では国公立で7人、私立で7人、大学生では国公立はゼロ人、私立で3人、合計で17人の応募がございました。

選考結果につきましては、応募者のうち1人が所得基準を超えておりますので、その1人を除きますと、所得基準内の応募者は16人ということになります。全て予算額の範囲内に収まっておりますので、16人全員を採用しようとするものでございます。

次に、審査の詳細につきましては、5ページをご覧ください。

上段の表が「国公立の高校生」、中段は「私立の高校生」、下段が「大学生」でございます。

表の構成でございますが、縦軸に「通し番号」と「申請者の学年」がありまして、その右側に「奨学生」、ここでは「あいうえお」と記号で示しております。次のBの欄は「令和元年の世帯合計所得額」で、申請者と生計を同じくする世帯員全員の合計所得でございます。次のAの欄は「所得基準額」で、世帯人数に応じて定められており、世帯人数が多くなるとして基準額も高くなります。

また、その右側「A分のB比率」ですが、これは所得基準額に対する世帯合計所得額の割合でございます。この比率が低いほど所得基準額に対する世帯所得額が低いことを示しており、奨学生を比率の低い順に記載しております。したがって、この欄の比率が1を超える人につきましては、所得基準額超過ということになり、奨学生としては不採用となります。

今回は、中段の表で「私立の高校生」で7番目の方が所得基準額を超えており、また、「国公立の高校生」「大学生」では全員が所得基準内となっております。

今回は、16人全員を新規の奨学生として採用しましても、今年度の予算には残額が生じますので、今後、例年どおり追加募集を実施する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。只今の説明について質問、ご意見等はございませんか。

ちょっと表の中の高校生、私立のところでは世帯合計所得額がゼロというのは、これはどういうことなんですか。

学務課長
(志波) ここでは所得金額としてはゼロということになってございますけれども、これは昨年中の給与収入等を所得に換算しました結果、ゼロということにはなってございますが、これ以外にどのような収入がおありになるか分かりませんが、昨年1年間に関しましては、1月から12月の期間に関しましては、所得金額にいたしますと、この世帯についてはゼロという結果であったということでございます。
以上です。

石田教育長 なるほど。厳しい状況の方。
ほか何か質問。

治部委員 これは奨学生の方が自分から応募するんですよね。応募して、そこから審査が始まるんですか。

石田教育長 学務課長、奨学生が、本人が申請するところから始まるんですかという質問なんですけれども。

学務課長
(志波) 申請は本人であったり、また保護者の方がいらっしゃるケースもございます。その申請書をいただいてから審査をさせていただいて、この基準額を満たしているかという判断をいたします。
以上です。

石田教育長 申請主義といいますかそういう形なので、保護者、本人から申請を受けから所得の審査に入るということです。

治部委員 追加の質問でいいですか。必要なお子さん、必要な家庭にこの奨学生制度があるという情報はどんなふうに公表しているのでしょうか。

石田教育長 奨学生制度自体の周知、広報の仕方についてはどうされているんですか。

学務課長
(志波) まず全体的な周知としましては、市の広報紙みらいふを活用し、またホームページのほうでもこの募集については公表してございます。また、特に高校生につきましては近隣の高校、私立も含めてなんですけれども、これは個別に案内をさせていただきまして、それについては欲しいプログラムということでお渡しします。
以上です。

石田教育長 よろしいですか。
ちょっと人数が少ないのは、やっぱりコロナ禍で大学とか高校とか、国から一定の補助が出ているという考え方でいいんですか。

学務課長
(志波) 確かにコロナということも一つにはあるのかも分かりませんが、実は5年ほど前から申請者は大きく減ってきてございます。原因として特定できるものはないんですけれども、やはり奨学金、一応無利子とはいえ返還の義務が生じるという種類のものでございますので、やはりそういうことを考えられて、将来的な負担を考えられて申請を控えられているケースも中にはあるのではないかというふうに考えてございます。
以上です。

石田教育長 分かりました。そこら辺がちょっと検討の余地はあるということですね。ほかよろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第13号「令和2年度川西市奨学生の決定について」、これを可決することにご異議はございませんか。
(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第13号につきましては、可決されました。

石田教育長 では次に、日程第6、議案第14号「令和3年度使用教科用図書の採択について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育支援センター
所長(岡坂) それでは、議案第14号「令和3年度使用教科用図書の採択について」ご説明申し上げます。
議案書の6ページをご覧ください。
本案は、令和3年度使用教科用図書の採択について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、令和3年度に使用いたします市内小中学校並びに特別支援学校、小中学校特別支援学級用の教科用図書について、教育委員会で採択する必要があるためでございます。
具体的に申し上げます。令和3年度使用教科用図書の採択に当たりまし

ては、本年5月21日第8回教育委員会、議案第10号におきまして、令和3年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について承認をいただきました。その中で、中学校教科用図書及び附則第9条図書採択のための調査員を委嘱し、調査研究を進めていただいた後、その報告を受けて川西採択地区協議会にて選定すること、小学校教科用図書は令和元年度採択における教科用図書を継続して採択することが承認されました。

続きまして、小中学校教科用図書と、特別支援学校、小中学校特別支援学級教科用図書の選定につきまして、本日までの経緯を報告させていただきます。

5月29日に、第1回川西採択地区協議会が紙面開催され、14名(川西市8名・猪名川町6名)の川西採択地区協議会委員を委嘱、任命し、教科用図書調査委員会規定並びに事務日程等が協議されました。同日、5月29日に、第1回川西採択地区教科用図書調査委員会が開催され、中学校教科用図書及び附則第9条図書に関する調査員66名に委嘱状が交付され調査研究の依頼が行われました。以後、調査員による調査研究が行われ、6月26日に教科用図書採択に関する報告書が提出されました。

そして、7月9日、第2回川西採択地区協議会が開催されました。そこで、調査委員会より、中学校10教科16種目と附則第9条図書についての調査研究報告と、小学校教科用図書についての確認があり、協議の上、令和3年度使用小学校・中学校教科用図書、文部科学省著作教科書、附則第9条図書関係の一般図書が選定されました。

先日、7月13日の午後に教育委員協議会を開催し、川西採択地区協議会が選定した令和3年度使用小学校・中学校教科用図書、文部科学省著作教科書、附則第9条図書関係の一般図書について報告していただきました。

8ページに小学校教科用図書、9ページに中学校教科用図書、10ページには特別支援学校、小中学校特別支援学級教科用図書として文部科学省著作教科書のうち、いわゆる 印本の一覧を載せております。11ページ以降には、附則第9条図書関係の一般図書として、1番から207番までの兵庫県教育委員会作成の調査研究資料掲載の図書を、また15ページ以降にはそれ以外の一般図書を208番から229番まで図書名、発行所等を掲載しております。17ページから32ページには中学校教科用図書、10教科16種目の選定理由書を掲載しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。

それでは、令和3年度使用教科用図書の採択に係る審議に入ります。

審議は一括して行います。小中学校教科用図書並びに特別支援学校、小中学校特別支援学級教科用図書として文部科学省著作教科書、附則第9条図書関係の一般図書についてであります。

先日、7月13日午後の協議会におきまして、川西採択地区協議会事務局及び調査員代表から、川西採択地区協議会における調査研究報告と選定過程における協議内容について詳細な説明を受けました。このたびの選定の過程や内容につきましては、委員の皆様は十分ご理解いただけたと思います。

採択の前に、もし質疑、ご意見等がございましたら各委員から頂戴したいと思います。何かありますでしょうか。

坂本委員、参加されて何かありましたら一言お願いします。

坂本委員

川西採択地区協議会のほうへ参加させていただきまして、本当に調査員の方からの説明がとても丁寧でよく分かりました。デジタルコンテンツというところが今までにないところだったので、そのデジタルコンテンツをどう授業に活かしてやるかという想像力を常に持ちながら多分研究されたんだろうなというふうに感じました。各社ともユニバーサルデザインにもすごく配慮されていますし、視覚的に見たときに優しい感じがして、学びが楽しくなるんじゃないかなというふうに感じました。

石田教育長

ありがとうございました。

それでは、最後に私のほうから。

令和3年度使用教科用図書の中学校と、それから附則第9条図書の採択に向けて、先ほどありましたように各教科の調査委員会において厳正、慎重に調査研究が進められました。

川西採択地区協議会は、7月9日に調査研究報告を受け、ここでも質疑、ご意見等が出されました。そして、先日7月13日午後の教育委員協議会において、調査員の代表から詳細な説明を受け、質疑、意見が交わされました。

これから採択に入るわけですがけれども、教科用図書は教材の中でも主たる教材です。採択をされましたら、令和3年度よりの使用となります。各学校の先生方におかれましては、この主たる教材である教科用図書を基に創意工夫を図り、授業力、指導力を高め、学習指導要領の内容の確実な定着を図っていただきたくお願いをいたします。

石田教育長

それでは、中学校用の教科用図書の16種目について一括して採択したいと思いますが、一旦ここで1分間休憩したいと思いますので、すみませんがよろしくをお願いします。一旦休憩します。1分間だけ休憩しますのでよろしくをお願いします。

(休憩 午後2時36分、再開 午後2時38分)

石田教育長

それでは、再開いたします。

石田教育長

中学校用教科用図書の16種目について、先ほども言いましたように一括して採択いたします。

まず、国語につきましては、東京書籍。「学びの扉」のイラストを導入として、学習課題を明確に意識させた上で、話す・聞く、書く、読むなどの言語活動に取り組めるよう工夫されている点で優れていると判断しています。どの古典教材につきましても、時代背景や作品についての解説が最初に配置され、取り組みやすくなっています。国語の学びへの興味を引き出すとともに、言葉の力を育むことができる教科書だと判断しております。

書写は、光村図書。デジタルコンテンツに、全教材の筆遣いの動画と、筆や墨などの用具用材に関する動画が収録されています。そして、その動画のQRコードは、各教材のページにあり、授業中に活用しやすいよう工夫されている点で優れています。生徒が主体的に書写能力を身につけていける教科書でした。

社会・地理的分野は、帝国書院です。教科書の最初の見開きでSDGsに関する紹介がなされ、今日的な課題に対して力を入れています。QRコードが随所に見られるだけでなく、デジタル地球儀などのコンテンツも豊富であり、生徒たちが学びやすい工夫がなされている教科書でした。

歴史的分野は、帝国書院。「技能をみがく」や「歴史プラス」といったコラムが設けられ、知識技能の習得に工夫がなされ、また、それぞれの章末には振り返りの学習が設けられ、思考力、判断力、表現力の育成に力を入れた教科書でした。

公民的分野は、東京書籍。QRコードからアクセスできる資料の中に、円高・円安の与える影響をはじめとしたシミュレーションが多く準備されており、学校での学習だけでなく、家庭学習でも取り組める内容の教科書でした。

次に、地図は、帝国書院。鳥瞰図が多く用いられており、視覚的に地域の特徴を伝える工夫がされ、随所にQRコードが配置されており、生徒の

興味に即してすぐにアクセスできる工夫がされている教科書でした。

数学は、数研出版。コンテンツの量が164個と豊富で内容も工夫されており、また、各章ごとに分けられて非常に使いやすいということです。コンテンツ内で演習問題に取り組むことができるように工夫されており、基礎基本問題と解答がQRコードで読み取って行うことがよいと評価しました。これらのICT分野も含め、問題解決するに至って、対話場面を用いて分かりやすく、本書と別冊がうまく組み合わせられた教科書でした。

続いて、理科は、啓林館。学ぶべき内容に対しての疑問点が明確で、課題がとても分かりやすく明記されています。また、その課題の解決に至るまでのプロセスが丁寧に記載されているので、学びが自然と深まっていくものと思います。QRコードが非常に多く、また効果的に活用している点が優れています。この教科書を使用することによって、生徒の探求する力の育成にもつながると考えています。

音楽・一般は、教育芸術社。特に新学習指導要領でうたわれている「生活や社会の中の音楽」についての教材が各学年に盛り込まれ、実生活に結びついた音楽の内容になっています。また、日本の伝統文化と諸外国の文化の両方をバランスよく学ぶ中で、自国文化への愛着を持たせられる内容となっているところがよい教科書でした。

器楽は、教育芸術社。運指表示が音高どおりになっているなど、使う生徒の立場に立って教材が作られ、音楽的な見方、考え方ができるよう、工夫のある構成がされている教科書でした。

美術は、光村図書出版。題材の始まりの「鑑賞」の問いが、生徒の対話が生まれるよう工夫があり、教科書の流れに沿って授業を組み立てることができ、「表現」と「鑑賞」を関連づけて指導することができます。その手段としてのQRコードも使い勝手よく配置されています。各題材の学びの流れが明確で、生徒が主体的に取り組める教科書でした。

保健体育は、東京書籍。新学習指導要領を具現化しやすい内容で、課題の明確化、課題の解決、実生活でどうすればいいのかという視点に立った進め方ができます。また、デジタル教材との連携と使いやすさ、見やすさにおいても非常によく、この教科書は、生徒の学びに非常に効果的であり、教師側も教材研究に活用しやすいと判断しました。

技術・家庭、技術分野は、東京書籍。一連の学習課程の中に、主体的な調べ学習や他者と協働して検討する部分があり、まとめや発表の仕方などの学習方法が示されています。また、ICTを効果的に活用した「Dマーク」が配置されており、関連するコンテンツを使用して学習を深めることができるようになっている教科書でした。

家庭分野は、東京書籍。活動や思考ツール等を活用し、主体的に調べたり、友達と協働して比較、検討したり深い学びを実現したりできるような工夫がなされています。また、これも「Dマーク」を活用することによって、授業だけでなく、家庭でも充実した学びを実現できる教科書でした。

英語は、三省堂。コミュニケーション能力の育成について、よく考えられた内容であり、文法の配列が分かりやすく、応用力をつけるまでの段階も含まれています。教科書の見やすさと目標とする自己実現までがスムーズにでき、授業内でパフォーマンステストや自由英作文を取り入れることができる教科書でした。

最後に、道徳は、日本文教出版。中学生が共感できる教材や実生活に結びついた教材を多角的、多面的に捉えながら学習していくことができ、より生徒を深い学びへと導くことができる教科書でした。

以上、各種目の選定理由については、お手元の選定理由書に記載されているとおりでございますので、ご確認ください。

これまでのところで何かご質問よろしいですか。

それでは、別紙にあります令和3年度使用教科用図書一覧に掲載の図書を採択することについて、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は、可決されました。

令和3年度使用教科用図書につきましては、原案のとおり採択いたしました。

調査報告書等、教科書採択に関する資料は、9月以降に公開いたしますので、詳細につきましてはそちらをご確認ください。

石田教育長

それでは、ここで一旦休憩に入ります。再開は3分後とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(休憩 午後2時46分、再開 午後2時51分)

石田教育長

それでは、再開いたします。

石田教育長

では次に、日程第7、議案第15号「川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

中央図書館長
(藤本) それでは、議案第15号「川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。
議案書の33、34ページをお開きください。
本案は、川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正につきまして、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。
中央図書館では、8月1日より電子図書館サービスを開始いたします。つきましては、同サービスを実施するに当たり、サービスを受ける対象者や貸出冊数、貸出期間などを同規則に定めるものでございます。
議案書35ページをお開きください。
電子図書館のサービスを受ける対象は、図書館カードの交付を受けた個人のうち、川西市に在住、在勤、在学している者といたします。貸出点数については、お一人3点までとし、貸出期間は2週間といたします。また、貸出中の電子図書については、予約をかけることができるものといたします。
以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

石田教育長 説明は終わりました。只今の説明について質問、ご意見等ございませんか。

佐々木委員 8月1日から開始ということは、どういったタイトルのものにされるかというのは決まっているんですか。決まっているとしたら、どこかで公開されているんですか。

石田教育長 図書館長、8月1日より開始ということなんですけれども、タイトル等はまだ既に選定されているのか、またその公表についてはどういう形で行う予定なんですか。

中央図書館長
(藤本) 公開する図書につきましてですが、既に選定のほう進めておりまして、当初予定しております300タイトルのうち200タイトルの選定を終わっております。タイトルの公表につきましてですが、図書館サービス自体が8月1日から始まりますので、それまでは公開ができませんので、1日から公表という形になります。

石田教育長 公表はどのような形になるんですか。

中央図書館長
(藤本) まず、電子図書館サービスのトップメニューのところから見ていただき
ますと、どういった本が入ってくるか、もしくは特集というページを組ん
でおりますので、そちらの特集ページからケンショウ的な本を集めまして、
見ていただけるようにしております。

坂本委員 サービスが始まる日と、その本貸出しのタイミングが一緒になるという
ことですか。事前にこんな始まりますよという案内とかはあるんですか。

石田教育長 サービス開始の事前案内はするんですか。

中央図書館長
(藤本) こちらのほう図書館サービス開始につきましては、館内のポスターです
とかチラシ等で開始することをお知らせしていきたいと思っております。
もちろん図書館のホームページ等でもお知らせをしていきたいと思ってお
ります。ただ、市の広報とかにつきましては8月号の掲載という形になり
ます。

佐々木委員 どんな本があるかは8月1日、借りられる日にならないと分からない。

石田教育長 分からないということですね。
館長、ごめん、電子図書が分かってないねんけど、これは誰かに貸し出
したら別の人は借りられないんですか。

中央図書館長
(藤本) 本につきましては、基本的には借りていただいたら、その間はその人以
外は貸出しができないということになっております。ただ、コンテンツに
よりますと複数のコンテンツ、一つのコンテンツを買ったときに複数の
ライセンスを与えられているものがありますので、2冊、3冊という形で
同時に見ていただけるものもあります。

石田教育長 分かりました。ほか何かよろしいですか。

石田教育長 それでは、議案第15号について、これを可決ということによろしいで
しょうか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第15号につきましては、可決と
いうことであります。

石田教育長 次に、報告第19号「専決報告について(川西市一般会計補正予算(第
4回)について)」であります。事務局から説明をお願いします。

教育総務課長
(岸本) それでは、報告第19号「専決報告について(川西市一般会計補正予算
(第4回)について)」ご説明いたします。

議案書の36ページをお開きください。

本案は、令和2年度川西市一般会計予算のうち、教育委員会関係予算に
ついて、市長に申出するにつき、教育長に対する事務委任規則第4条第1
項の規定により専決処理しましたので、同条第2項の規定により報告し、
承認を求めるものであります。

今回の補正は第4回で、令和2年6月12日に成立しました国の2次補
正予算に伴うものなど、新型コロナウイルス感染症対策事業として、早期
実施が必要な事業に係る費用を追加するものでございます。

それでは、歳入及び歳出について順次ご説明をさせていただきます。

議案書38ページをご覧ください。

まず、歳入であります。第16款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、
第2目 民生費国庫補助金におきましては、低所得のひとり親世帯に対す
る支援のための臨時特別給付金の財源として、ひとり親世帯臨時特別給
付金給付事業費補助金を1億1,279万円追加し、同給付に係る事務費補
助金を296万9,000円追加いたします。

また、第9目 教育費国庫補助金におきましては、第1節 小学校費補
助金におきまして、学校再開に伴う感染防止対策及び学習保障の取組への
支援に要する費用の財源として、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等
事業費補助金を1,600万円追加し、同補助金を第2節 中学校費補助
金におきまして700万円、第4節 特別支援学校費補助金におきまして
150万円追加するとともに、同じく第4節におきまして、川西養護学校
での新型コロナウイルス感染症対策として、登下校時における介護タクシ
ーの増便に係る費用の財源として、特別支援学校感染症対策支援事業費補
助金を270万7,000円追加いたします。

また、第20目 地方創生交付金におきましては、新型コロナウイルス
感染症対応として実施する事業の財源として、新型コロナウイルス感染症
対応地方創生臨時交付金を7,219万円追加し、補正後における同項の

額を184億8,349万5,000円にしようとするものでございます。

次に、第17款 県支出金、第2項 県補助金、第2目 民生費県補助金では、保育所、認定こども園、その他の子育て支援サービスにおける感染防止対策に要する費用の財源として、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金を3,559万9,000円追加いたします。

また、第9目 教育費県補助金では、第1節 小学校費補助金におきまして、スクール・サポート・スタッフの配置に要する費用の財源として、スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金を1,178万1,000円追加し、同補助金を第2節 中学校費補助金におきまして549万7,000円、第4節 特別支援学校費補助金におきまして78万6,000円追加いたします。

また、同項、第3節 幼稚園費補助金におきましては、幼稚園における感染防止対策に要する費用の財源として、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金を250万円追加いたします。

また、第7節 教育振興費補助金におきましては、学習指導員の配置に要する費用の財源として学習指導員配置事業費補助金を4,433万2,000円追加するとともに、留守家庭児童育成クラブにおける感染防止対策に要する費用の財源として、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金を1,700万円追加し、補正後における同項の額を7億5,993万7,000円にしようとするものでございます。

以上、歳入各款における補正内容の説明でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。

議案書の39ページをご覧ください。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第3目 総合センター費では、04 児童館運営事業において、第10節 需用費で、児童館におけるマスク、消毒液等の追加購入に係る費用として50万円を追加し、補正後の同項の額を250億3,909万5,000円にしようとするものであります。

次に、第3項 児童福祉費、第1目 児童福祉推進費、01 児童福祉推進費人件費において、第3節 職員手当等で、ひとり親世帯臨時特別給付金支給事務に係る職員の時間外勤務手当として76万5,000円を追加しようとするものであります。

次に、03 子育て世代包括支援事業において、第10節 需用費で、乳児家庭全戸訪問事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業等におけるマスク、消毒液等の追加購入に係る費用として300万円を追加しようとするものであります。

次に、12 ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業において、新型コロナウイルス感染症の影響によるひとり親世帯の子育て負担の増加や収入減少に対する支援のため、第18節 負担金、補助及び交付金において、児童扶養手当受給世帯等を対象に、1世帯につき5万円、第2子以降1人につき3万円を支給するほか、申出により、家計が急変し収入が大きく減少した世帯に対し、5万円を追加給付するため、1億1,279万円を追加しようとするものです。

次に、第3目 保育所費、02 保育所運営事業において、新型コロナウイルス対策に取り組む保育所等の職員の不安や疑問を解消するための研修会や専門家によるサポートを実施する費用として、第7節 報償費で、講師謝礼等として100万円を、第8節 旅費で、研修会参加交通費として29万9,000円を、第10節 需用費で、市立保育所におけるマスク、消毒液等の追加購入費用等として450万円を、第17節 備品購入費で、保健衛生管理に係る備品の購入費用として200万円を、第18節 負担金、補助及び交付金では、民間保育所等に対するマスク、消毒液等の追加購入及び感染防止対策のための施設改修等への補助金として2,145万円を、03 保育所維持管理事業において、第10節 需用費で、夏場の厳しい暑さの中で感染防止対策に配慮した保育を行うため、園庭の遮光ネットの修繕、増設など、市立保育所の施設修繕料等として780万円を、05 認可外保育施設等支援事業において、第18節 負担金、補助及び交付金で、認可外保育施設に対し、マスク、消毒液等の追加購入及び感染防止対策業務への補助金として950万円を追加しております。

07 認定こども園運営事業において、第10節 需用費で、市立認定こども園におけるマスク、消毒液等の追加購入及び夏場の感染防止対策のための施設修繕料等として330万円を、第18節 負担金補助及び交付金で、民間認定こども園に対するマスク、消毒液等の追加購入及び感染防止対策のための施設改修等の補助金として1,175万円を追加し、補正後における同項の額を82億7,801万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案書40ページをお開きください。

第3目 学校教育推進費、04 学校教育支援事業では、児童生徒の「学びの保障」として、きめ細やかな学習指導の実施、3つの密を避けるための少人数に分けた学習指導の実施を目的として、学習指導員を配置するため、第7節 報償費で4,846万9,000円を追加しようとするものです。

次に、14 留守家庭児童育成クラブ事業において、公設クラブにおけ

る新型コロナウイルス感染拡大防止対策に必要なマスク、消毒液等の追加購入に係る費用として、第10節 需用費で1,400万円を、同様に民間クラブにおいて、感染拡大防止対策に必要なマスク、消毒液等の追加購入費用として、第18節 負担金、補助及び交付金で300万円を追加し、補正後における同項の額を16億8,344万1,000円にしようとするものであります。

次に、第2項 小学校費、第1目 学校運営費では、02 小学校運営事業において、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る用品・教材等を購入するための経費として、第18節 負担金、補助及び交付金で3,200万円を追加しようとするものです。

次に、03 小学校備品整備事業では、学校再開に際し、夏休み期間の短縮や水泳指導の中止などにより、体育館利用が増えることから、第17節 備品購入費において480万円を追加し、各小学校にスポットクーラーを設置して、夏季の体育館利用における児童の熱中症対策の一助としようとするものです。

次に、06 小学校教職員人事管理事業では、学校再開後に、感染症対策等で増加する教職員の業務の負担軽減を図るため「スクール・サポート・スタッフ」を配置し、第1節 報酬で1,251万2,000円を、第3節 職員手当等で162万7,000円を追加し、補正後の同項の額を14億8,028万9,000円にしようとするものでございます。

次に、第3項 中学校費、第1目 学校運営費では、02 中学校運営事業において、小学校と同様に、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る用品・教材等を購入するための経費として、第18節 負担金、補助及び交付金で1,400万円を追加しようとするものでございます。

次に、03 中学校備品整備事業では、小学校と同様に、各中学校にスポットクーラーを設置する費用として、第17節 備品購入費において210万円を追加し、また、07 中学校教職員人事管理事業では、小学校と同様に「スクール・サポート・スタッフ」を配置する経費として、第1節 報酬で556万1,000円を、第3節 職員手当等で72万3,000円を追加し、補正後の同項の額を3億8,032万9,000円にしようとするものでございます。

次に、第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園運営費、02 市立幼稚園運営事業において、第10節 需用費で、市立幼稚園におけるマスク、消毒液等の追加購入及び夏場の感染防止対策のための施設修繕料などとして350万円を追加し、補正後における同項の額を6億2,015万9,000円にしようとするものであります。

議案書 4 1 ページをお開きください。

次に、第 5 項 特別支援学校費、第 1 目 学校運営費、0 2 特別支援学校運営事業では、小中学校と同様に、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る用品・教材等を購入するための経費として、第 1 8 節 負担金、補助及び交付金において、3 0 0 万円を追加しようとするものです。

次に、0 3 特別支援学校備品整備事業では、小中学校と同様に、スポットクーラーを設置する費用として、第 1 7 節 備品購入費において 3 0 万円を追加し、また 0 4 特別支援学校教育支援事業では、新型コロナウイルス感染症対策として、スクールバスに代わって運行する川西養護学校の介護タクシーの運行台数を増加するため、第 1 3 節 使用料及び賃借料において 5 4 1 万 5 , 0 0 0 円を追加し、罹患すると重症化するリスクの高い児童生徒の感染リスクの低減を図ろうとするものです。

また、0 5 特別支援学校教職員人事管理事業では、小中学校と同様に、「スクール・サポート・スタッフ」を配置する経費として、第 1 節 報酬で 6 9 万 5 , 0 0 0 円を、第 3 節 職員手当等で 9 万 1 , 0 0 0 円を追加し、補正後の同項の額を 1 億 2 , 3 5 9 万 4 , 0 0 0 円にしようとするものでございます。

以上でございます。

石田教育長

ご苦労さまでした。説明は終わりました。

教育委員協議会でも事前に何度かお話ししている項目です。ちょっと時間はたちましたけど、その専決報告ということですが、何かご質問等がございますか。

治部委員

まずスクール・サポート・スタッフという方がどういう方なのかということと、あとその報酬、職員手当とあるんですが、この違いはどんな違いですか。

教育総務課長
(岸本)

スクール・サポート・スタッフというのは、コロナ感染拡大で学校の消毒とかいろんな作業が学校の業務で増えている中で、学校の先生が今されているんですけども、先生方の負担を軽減するために、免許の要らない職員を任用して、その方にその業務をしていただくというための人です。報酬と手当等というのは、報酬は 1 時間 9 9 3 円の会計年度任用職員で任用することになるんですけども、週 2 0 時間以上勤務された方については一時金、ボーナスが出ることになるので、ボーナスについては手当で予算措置されるということになります。

石田教育長 どんなサポートの仕方をするかについては学校ごとの裁量もあるかなと。事務の補助であるとか電話の応対であるとか、そういう形はいろいろかなと思うんですけども、授業以外の様々なところで学校の業務を助けるということです。

治部委員 あと二つあるんですけどいいですか。38ページの歳入のところなんです、 から までです。県補助金の から までなんですけれども、やはり小学校が一番高くて、中学校、幼稚園、特別支援とどんどん金額が上がっていくというよりは下がっていくというか、これはやっぱり子どもの人数に関係するところなんじゃないかな。

石田教育長 スクール・サポート・スタッフの配置事業のところですね。

治部委員 はい、そうです。

石田教育長 の金額ですね。

治部委員 金額です。

教育総務課長
（岸本） 単純に学校の校数が、小学校16校で、中学校7校で、特別支援学校が1校なので、配置する人数については基本的に1人、大規模校は2人予定しているんですけども、その関係で、校種によって金額が減ってきている形になります。

石田教育長 一応大規模校には2人という形にしているんですけども。単純に言ったら校数の違いということです。

治部委員 あと1点。歳入の一番頭のところ、ひとり親家庭の国庫補助金のところで約1億1,200万円のところが、歳出の12番のところ、39ページで同じ金額が記載されているんですけども、実際この金額ってどんなふうに分けられてきたとかあるんですか。実際にこの金額を活用できるんじゃないかな。

こども未来部長
（中西） ひとり親の支援につきましては、国の制度設計の中で児童扶養手当を受けられている家庭を対象に、まずは子ども1人当たり5万円、2人目以降

のお子さんがいらっしゃるところは3万円の加算というのが基本でございます。それに加えて、前年と比べてコロナの関係で所得が下がった方については追加給付があるということで、それで積算した額がこの金額となっております。

石田教育長 大体分かりますか。金額の算定という。もともと分かっているあれもある。児童扶養手当やから。

こども未来部長
(中西) 児童扶養手当、ひとり親の方に支給される、所得制限がございますが、ひとり親家庭の方に支給される児童扶養手当の受給者が一定人数把握しておりますので、それに先ほどの単価を掛け合わせて積算した額でございます。

石田教育長 そういう形です。

治部委員 じゃ、基本的には届くということで大丈夫そうなんですね。

石田教育長 はい。

治部委員 ありがとうございます。

石田教育長 ほかに何かご質問等ございますか。

坂本委員 スクール・サポート・スタッフも募集かかっていますか。今回のに関して追加という形で募集されているんですか。

教育総務課長
(岸本) 基本的にはスクール・サポート・スタッフの方は地域人材を活用することになっていきますので、今既に入っている学校のボランティアの方とか学生ボランティアの方とか、そういう方を想定しています。でも、学校によってはどうしても難しいということになれば、公募という形を取らせていただく予定にはしております。

坂本委員 各校安定して配置できそうな感じですか。

教育総務課長
(岸本) いろいろ学校長が感触は確かめているんですけども、想定してそういう人は決まっていますという学校も聞いておりますので、免許要件がない

ので、免許が必要な臨時講師とかそういう方はなかなか見つからないのですけれども、免許が不要な職種ですので、講師等に比べれば配置できるかなと考えております。

石田教育長 今言うておられますけど、枠組みがあってもなかなか人材を見つけるのに苦労しているというのが現状ですので、資格要件がないのでまだ探しやすいといえ探しやすいんですけど、なかなかね。どんなサポートをしていただけるかという内容についていろいろ考えていかなあかんかなと思います。

よろしいですか。

坂本委員 大丈夫です。ありがとうございます。

石田教育長 それでは、報告第19号につきまして何かいいですか。ご異議なしということでしょうか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、報告第19号については、承認されました。

石田教育長 では次、日程第9、報告第20号「図書館協議会委員の任命又は委嘱について」であります。事務局から説明をお願いします。

中央図書館長 (藤本) それでは、報告第20号「図書館協議会委員の任命又は委嘱について」ご説明いたします。

議案書の42ページをお開きください。

本案は、図書館協議会委員の任命又は委嘱につきまして、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の44ページをお開きください。

図書館協議会の委員は10名で構成されており、このたび、4名の委員が退任されたことから、その後任について新たに委員を任命又は委嘱いたすことになりました。

今回、新たにお問い合わせする委員は、ページ上部に記載しているとおりです。お二方は、学校教育関係者の選出区分から、それぞれ園所長会、小学校校

長会の推薦によるもので、それぞれ久代幼稚園長、緑台小学校長として在職中でございます。また、もうお二方は、社会教育関係者の選出区分から、川西市社会教育委員の会よりご推薦いただいております。

なお、図書館協議会委員の任期は2年となっておりますが、今回の4名につきましては、前任者の残任期間である令和2年7月1日から令和3年6月30日までの1年間となっております。

本来でありましたら、6月開催の教育委員会にてご承認いただく議案ではありますが、中央図書館での連絡調整が遅れましたため、専決事項として報告するものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

石田教育長 何かご質問、ご意見よろしいですか。

坂本委員 今気づいたんですが、小和田校長先生なんですけど、役職が川西小学校長になっているんですが、これは最初の27年度のときのことを載せてはるのか、今年の任期が7月1日スタートなので、今を書かれたほうがいいのか、どっちか分からなくて質問なんです。

石田教育長 館長、小和田校長先生の在任校が違うんですけど、これは訂正要るんじゃないですか。

中央図書館長
(藤本) 申し訳ございません、こちらのほう間違っております。緑台中学校の校長先生です。

石田教育長 そしたら、間違っているということで、すみません、訂正。川西小学校長なんですけど、今、緑台中学校の校長になっているということでよろしくお願いします。

ほか何か。よろしいですか。

(「はい」の声)

石田教育長 そしたら、報告第20号につきまして、これを承認したということできたいと思います。

石田教育長 以上で、本日の議事は全て終わりました。

石田教育長 次回の定例教育委員会は、8月26日(水)午後3時からということで、
庁議室において開会いたします。

石田教育長 これをもちまして、第12回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたし
ます。お疲れさまでした。

[閉会 午後3時22分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和2年8月26日

署名委員 服部 保

坂本 かおり